公立大学法人福島県立医科大学受託研究取扱細則

(平成18年4月1日細則第10号)

一部改正 平成20年4月 1日細則第 1号

一部改正 平成30年5月14日細則第10号

(目的)

第1条 この細則は、公立大学法人福島県立医科大学(以下「法人」という。)における受 託研究の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 受託研究の取扱いについては、法人の会計規程その他に規定するもののほか、この細則の定めるところによるものとする。

なお、受託研究のうち、医薬品等の臨床研究(医薬品の製造販売後の使用成績調査及び特定使用成績調査を含む)の受託に関する取扱いについては、会計規程、その他の規程及びこの細則に定めるもののほか、「福島県立医科大学附属病院医薬品等臨床試験実施細則」に定めるものとする。

(定義)

- 第3条 この細則において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各 号に定めるところによる。
 - (1) 受託研究 法人が学外者(以下「委託者」という。)からの委託を受けて法人の業務 として行う研究で、これに要する経費(以下「受託研究費」という。)を委託者が負 担するものをいう。
 - (2) 研究担当者 当該受託研究を担当する者をいう。
 - (3) 知的財産権 公立大学法人福島県立医科大学知的財産取扱規程(以下「知的財産取扱規程」という。)に定める知的財産権をいう。

(受入れの原則)

第4条 受託研究は、教育研究上有意義であり、かつ、法人の教育研究に支障を生じるお それがないと認められる場合に限り、受け入れるものとする。

(受入れの条件)

- 第5条 受託研究の受入れ条件は、次のとおりとする。
 - (1) 受託研究は、委託者が一方的に中止することはできないこと。
 - (2) やむを得ない理由により受託研究を中止し、又はその期間を延長する場合においても、法人はその責を負わないこと。

- (3) 委託者は、受託研究費を法人の指定する期日までに納付すること。
- (4) 既納の受託研究費は、原則として委託者へ返還しないこと。ただし、やむを得ない 理由により、特に必要と認める場合には、不要となった額の範囲内で相当と認める額 を返還することがあること。
- (5) 受託研究費により取得した設備等は、原則として委託者に返還しないこと。
- (6) 受託研究により本学が損害を被り、又は第三者に損害が発生したときは、その損害が本学の職員の故意又は重大な過失による場合を除き、委託者が損害を賠償すること。
- 2 前項に定めるもののほか、受託研究の受入れに関し必要と認められる条件を付すこと ができる。
- 3 委託者が国の機関若しくは政府関係機関又は地方公共団体若しくはこれに準ずる団体 であるときは、この規程にかかわらず当該機関の定める要綱等に基づき受け入れること ができるものとする。

(受託研究費)

- 第6条 委託者は、当該研究の遂行に直接必要な経費に相当する額(以下「直接経費」という。)及び当該研究の遂行に関連し直接経費以外に必要となる経費を勘案して定める額 (以下「間接経費」という。)を合算した額を負担するものとする。
- 2 委託者の負担する間接経費の算出方法等については、役員会において決定する。

(受託研究の申込み)

- 第7条 委託者は、受託研究の申込みをしようとするときは、受託研究申込書**(様式第1 号)** を理事長に提出しなければならない。
- 2 理事長は、受託研究申込書の提出があったときは、その写しをもって研究担当者及 び研究担当者の所属する講座等の長(以下「所属長」という。)へ通知する。
- 3 研究担当者は、所属長が支障ないと認めるときは、所定の受託研究受入承諾書(様 式第2号)を理事長に提出しなければならない。

(受入れの決定)

- 第8条 前条第3項の規定による受託研究受入承諾書の提出があったときは、理事長は受 託研究の開始に必要な手続を確認のうえ、受託研究の受入れを決定し、委託者に対し受 託研究受入決定通知書(様式第3号)を交付する。
- 2 理事長は、前項により受託研究の受入れが決定したときは、所属長を経由して研究担 当者へ通知する。

(契約)

第9条 理事長は、前条の規定により受託研究の受入れを決定したときは、速やかに委託

者と受託研究に関する契約を締結する。

2 理事長は、前項により契約が締結されたときは、所属長を経由して研究担当者へ通知 する。

(研究の中止又は延長)

- 第10条 研究担当者は、受託研究を中止し、又はその期間を延長する必要が生じた場合は、すみやかに所属長を経て理事長に申し出るものとする。
- 2 理事長は、前項の申出がやむを得ない理由があると認めるときは、委託者と協議のう え、研究を中止し、又は研究期間を延長することができるものとし、委託者と契約の解 除または変更を行うものとする。
- 3 理事長は、前項により契約の解除または変更が行われたときは、所属長を経由して研 究担当者へ通知する。

(契約の完了又は中止の報告)

第11条 研究担当者は、当該受託研究が完了又は中止したときは、研究の経過、成果等の概要を記載した受託研究完了・中止報告書 (様式第4号) を速やかに所属長を経由して 理事長へ提出するものとする。

(研究の終了報告)

第12条 理事長は、前条の報告を受けたときは、委託者に対して速やかに当該研究の終了を報告するものとする。(様式第5号)

(知的財産権の取扱い)

第13条 受託研究の結果生じた知的財産権の取扱いについては、知的財産取扱規程に定めるところによる。

(庶務)

第14条 受託研究に係る庶務は医療研究推進課において処理する。

(雑則)

第15条 この細則に定めるもののほか、受託研究の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

附則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この細則は、平成30年5月14日から施行し、第8条は平成29年4月1日から適用し、第14条は平成28年4月1日から適用する。